

一般廃棄物処理基本計画策定及び
循環型社会形成推進地域計画策定業務委託仕様書

令和6年度

酒田地区広域行政組合

目次

第1章 共通仕様書	3
第1節 総則	3
第2節 一般事項	4
第2章 特記仕様書	5
第1節 一般廃棄物処理基本計画策定業務	5
第2節 循環型社会形成推進地域計画策定業務	8

第1章 共通仕様書

第1節 総則

1. 業務の目的

酒田地区広域行政組合（以下、「本組合」という。）は、酒田市、庄内町、遊佐町の1市2町（以下「構成市町」という。）で組織されており、構成市町で収集・運搬されたごみ・し尿の中間処理及び最終処分を行っている。

本業務は、本組合における一般廃棄物のうちごみの処理について、「廃棄物の清掃及び処理に関する法律」第6条第1項に規定する一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することを目的とする。

策定に当たっては地域特性、将来計画等を踏まえた上で、今後の循環型・低酸素社会の形成推進に向けた処理の基本方針を明確にするとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な方策について検討するものとする。

なお、本組合で策定した直近の基本計画は、平成10年度に策定されたものであり、全改正するものである。

また、令和12年度中に埋立完了が予測されている最終処分場を拡張するための整備工事及び関連する計画支援業務の実施にあたり、循環型社会形成推進交付金（以下「推進交付金」という。）を活用する予定であることから、汚泥再生処理センターの整備のため令和4年12月8日に作成し、令和5年3月31日に承認された循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を変更することが必要であり、地域計画の変更承認申請に係る手続きの支援を目的とする。

2. 業務の名称

一般廃棄物処理基本計画策定及び循環型社会形成推進地域計画策定業務委託

3. 業務の履行期間

契約締結日～令和7年3月15日

ただし、令和7年度から最終処分場整備に係る推進交付金を活用できるようにするため、地域計画については、変更承認申請書等提出時期まで（令和6年11月15日（金））に関係書類を作成し、本組合に提出すること。

4. 業務項目

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 1式

(2) 循環型社会形成推進地域計画 1式

5. 業務計画対象場所

本組合全域

6. 本組合既存施設の概要

(1) ごみ処理施設（酒田市広栄町三丁目133番地）

敷地面積 16,600 m²

処理対象物 可燃ごみ、リサイクルセンターの可燃残渣、し尿処理施設のし
渣・汚泥

処理方式 流動床式ガス化溶融炉

処理能力 195 t/日（98 t/日×2炉）

供用開始 平成14年度

(2) 粗大ごみ処理施設（ごみ処理施設併設）

処理対象物 粗大ごみ

処理方式 衝撃せん断併用回転式

処理能力 12 t / 日 (12 t / 5 h)

供用開始 平成 14 年度

(3) リサイクルセンター (酒田市北沢字長面 200 番地)

処理対象物 不燃ごみ (資源物、PET ボトル、埋立ごみ、水銀ごみ)

処理方式 圧縮梱包方式

処理能力 40 t / 日 (40 t / 5 h)

供用開始 平成元年度

(4) 最終処分場 (酒田市北沢字鷹尾山 1 番地の 610 番地)

処理対象物 埋立ごみ、リサイクルセンターの処理残渣、ごみ処理施設から
排出される処理灰及び不燃物

処理方式 セル工法に基づくサンドイッチ方式

埋立容量 368,067.27 m³

供用開始 平成 3 年度

※参考 し尿処理施設 (酒田市広栄町三丁目 133 番地)

第 2 節 一般事項

1. 適用の範囲

本仕様書は、本組合が計画する「一般廃棄物処理基本計画策定及び循環型社会形成推進地域計画策定業務」に適用する。なお、本仕様書に定めのない事項については、本組合と協議のうえ定めるものとする。

2. 業務の内容

業務の内容は本仕様書及び特記仕様書に定めるものとする。

3. 業務管理

(1) 受託者は、契約締結後 7 日以内に業務工程表を作成し、提出しなければならない。

(2) 受託者は、管理技術者を指定し、業務の全般について技術的な管理を行わせるものとする。

(3) 協議、打合せ事項等は議事録を作成し、本組合に提出しなければならない。

4. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令、規則、細則及び通達を遵守しなければならない。

5. 中立性の保守

受託者は、業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。た、コンサルタントとして中立性を堅持するよう努めなければならない。

6. 業務上の提出書類

(1) 受託者は、業務の着手にあたって次の書類を提出しなければならない。

- ① 業務着手届
- ② 業務計画書
- ③ 管理技術者指定通知書
- ④ その他必要資料

(2) 受託者は、業務の完了にあたって次の書類を提出しなければならない。

- ① 完了通知書
- ② 成果品納品書

7. 資料の貸与

- (1) 業務に必要な資料の収集、調査は、原則として受託者が行う。
- (2) 本組合が所有する資料については、所定の手続きによって受託者に貸与するものとする。なお、受託者は貸与資料について借用書を作成し、提出すること。
- (3) 貸与された資料は、業務完了時にすべて返却するものとする。

8. 協議及び疑義

受託者は、本仕様書及び特記仕様書の記載事項及び業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、速やかに本組合と協議を行い、本組合の意図を十分理解し業務を遂行するものとする。

9. 検査及び引渡し

- (1) 受託者は、業務完了時に完成等の書類を提出し、本組合の検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、成果品納品後に不備あるいは誤り等が発見された場合には、速やかに訂正をしなければならない。これに要する費用は、受託者の負担となる。

10. 参考とする図書

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- ② ごみ処理基本計画策定指針
- ③ 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針
- ④ 循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル
- ⑤ 循環型社会形成推進交付金制度 Q&A
- ⑥ 循環型社会形成推進交付金等申請ガイド
- ⑦ その他関連法令等

11. 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ① 基本計画 A4版製本 10部
- ② 変更後の地域計画 A4簡易版製本 5部
- ③ 変更箇所の見え直し修正を反映した地域計画 5部
- ④ 上記電子データ格納CD（PDF格納） 1枚
- ⑤ その他関係資料 1式

第2章 特記仕様書

第1節 一般廃棄物処理基本計画策定業務

1. 基本計画の策定に当たって整理すべき事項

基本計画の策定に当たっては、以下の項目について整理したうえで計画策定の基本の方針を定めるものとする。

(1) 本組合の概況

本組合管内の概況として、人口、産業、将来計画等について整理する。

① 人口動態

人口動態については、過去10年程度の人口実績を収集整理する。

② 産業の動向

本組合管内の産業構造や従業者人口、事業所数、土地利用状況等について整理する。

(2) ごみ処理の現況及び課題

本組合のごみ処理に係る実績について以下の項目に沿って整理する。

① ごみ処理フロー

本組合のごみ処理システムをわかりやすく表現するために直近年の実績をフローチャートで図示する。

② ごみ処理体制

構成市町でのごみの排出抑制方策、分別区分及び収集・運搬、並びに本組合での中間処理、最終処分等に係る運営管理体制等を整理する。

③ ごみ処理の実績

ごみの種類別発生量、減量化・再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみの性状（組成、ごみの発熱量を含む）等の状況について過去5年分の実績を整理する。次に、ごみ処理に係る財政及び処理コスト等について過去5年分の実績を整理する。

④ ごみ処理の評価

「③ごみ処理の実績」をもとに、本組合の一般廃棄物処理システムを評価する。なお、評価に当っては「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、以下「一般廃棄物処理システム指針」と称する。）を参照する。

⑤ 課題の抽出

ごみ処理の現況をもとに、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費等の項目ごとに課題を抽出し、整理する。

(3) ごみ処理行政の動向

ごみ処理行政の動向として国、県及び構成市町におけるごみ処理行政動向等について整理する。

(4) 計画策定の基本的考え方

① 計画策定の趣旨

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等について整理する。

② 計画の位置づけ

ア. 他計画との関係

関連法令や上位計画とごみ処理基本計画の関連を整理し、本組合の廃棄物処理に関する基本的な方針を定めるものであることを明確にする。

イ. 計画対象区域

計画対象区域は本組合全域とする。

ウ. 計画の範囲

計画の範囲については、本組合から発生する全ての一般廃棄物を対象とし、その廃棄物処理の実施主体とごみの種類を整理する。

エ. 計画目標年次

計画目標年次は計画策定時より10～15年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設ける。

2. 基本計画の策定

基本計画では、廃棄物処理法第6条第2項に基づき、以下の項目について定めるものとする。

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

① 人口及び事業活動等の将来予測

ア. 人口の将来予測

人口の将来予測については、トレンド法による予測を基本とするが、人口問題研究所が公表している将来人口や構成市町村の人口ビジョン等も勘案して設定する。

イ. 事業活動等の将来予測

事業系ごみの変動が大きいと判断される場合は、従業者数や事業所数の将来予測を行うものとする。

② ごみ発生量の将来推計

ア. 現状のままの状態での推移した場合の将来推計

現状のままの状態での推移した場合のごみ発生量を予測する。予測手法は、過去の実績から1人1日当り発生量(g/人/日)を算出し、この実績をトレンド法により将来推計し、将来予測人口を乗じて発生量を推計する手法とする。

イ. ごみの排出抑制、再生利用等の諸施策による目標値の設定

家庭、事業所等におけるごみの排出抑制や再生利用の促進のために実施する施策を踏まえ、発生量の目標値を設定する。

ウ. 目標達成後のごみ発生量の将来推計

目標達成後のごみの種類別の発生量を予測する。また、目標値を達成するための処理システム及び量を明確にするため、目標年次及び中間目標年次における排出から再生利用、最終処分までをフローで図示する。さらに、現状のまま推移した場合と目標達成後の発生量の変化をわかりやすくするため、時系列グラフを用いて整理する。

(2) ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの排出抑制のための方策については、構成市町、本組合、住民及び事業者において講ずべき方策をそれぞれ定めるものとする。

(3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

構成市町で策定したごみ処理基本計画に記載された内容を記載する。

(4) ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び処理主体について定めるものとする。

① 収集・運搬計画

収集・運搬計画については構成市町で策定したごみ処理基本計画に記載された内容を記載する。

② 中間処理計画（再生利用を含む）

中間処理計画については排出抑制、再生利用の効果、分別区分を勘案し、中間処理の対象となるごみの量を検討・予測するとともに、中間処理の方法を検討する。

③ 最終処分計画

最終処分計画についてはごみの排出抑制、再生利用の効果、焼却等の中間処理による減量等を勘案し、最終処分の対象となるごみの量を検討・予測するとともに、既存最終処分場の残余容量について検討する。

(5) ごみの処理施設の整備に関する事項

施設の種類ごとに整備計画、処理方式等について定めるものとする。

(6) その他ごみの処理に関し必要な事項

その他ごみの処理に関し必要事項として、災害廃棄物対策、不適正処理対策について定めるものとする。

第2節 循環型社会形成推進地域計画策定業務

地域計画は、基本計画に基づき、循環型社会の形成に向けた基本施策を取りまとめるものである。

なお、「循環型社会形成推進交付金要綱について」（平成21年1月27日付環廃対発第090127002号環境事務次官通知）において“一般廃棄物処理計画に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。”と示されているが、本組合では「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（最新版）の項目に沿って地域計画をとりまとめるものとする。

また、

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

基本計画の策定に当たっては、以下の項目について整理したうえで計画策定の基本の方針を定めるものとする。

- (1) 対象地域
- (2) 計画期間
- (3) 基本的な方向
- (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況
- (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

- (1) 一般廃棄物等の処理の現状
- (2) 生活排水の処理の現状
- (3) 一般廃棄物等の処理の目標

3. 施策の内容

- (1) 発生抑制、再使用の推進
- (2) 処理体制
- (3) 処理施設等の整備
- (4) 施設整備に関する計画支援事業
- (5) その他の施策一般廃棄物等の処理の現状

4. 計画のフォローアップと事後評価

- (1) 計画のフォローアップ
- (2) 事後評価及び計画の見直し 処理施設等の整備

5. 添付資料

- (1) 対象地域図
 - (2) 計画開始前過去5年程度から目標年度までの年度ごとの人口、事業所数、事業系・生活系総排出量、1事業所あたり・1人あたりの排出量、総資源化量、エネルギー回収量、最終処分量のトレンドグラフ
 - (3) 地域内の施設の現況と予定（位置図）
 - (4) 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ
※災害が想定されない地域を除く。
 - (5) 国土強靱化地域計画（事業が記載されている部分の抜粋）
 - (6) 様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1
 - (7) 様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2
 - (8) 参考資料様式（該当するもの）
6. 計画書取りまとめ
- (1) 計画書の内容を取りまとめ、本組合は、11月を目処に素案として山形県へ提出する。
 - (2) 素案提出後は山形県、国からの指摘修正に適宜対応し、本業務の工期段階における最終版を成果品すること。
7. 計画策定にあたっての留意事項
- (1) 計画策定にあたって、指針となる循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルに則ることを原則とし、本業務期間中に当該マニュアルの改訂があった場合でも、その最新版を採用すること。
 - (2) 現況データ整理及び将来量予測は本業務内では新たに実施せず、別途実施する基本計画の検討内容を反映させるものとする。したがって、施策の内容も含めた当該計画との全体的な整合に十分留意すること。
 - (3) 様式2及び参考様式に記載する事業費については、本業務内で新たな見積を徴収することは想定せず、既存資料や整備実績をもとにした算出とすること。